

平成 20 年度私的録音録画小委員会の審議の経過について

平成 20 年 10 月 1 日

- 私的録音録画小委員会では、本年度は 4 月 3 日から議論を開始し、ファイル交換ソフト利用実態調査及び違法な携帯電話向け音楽配信実態調査の結果報告、識別マーク「エルマーク」、及び私的録音録画に関する海外の動向について検討した。
- 5 月 8 日の小委員会において、本年 1 月 17 日の小委員会で検討された事務局案を補足した、
 - ・ 機器等のメーカーに一定の負担を強いることは関係者の理解を得られなくなってきており、現行の補償金制度による解決は今後縮小し、他の方法による解決に移行すること、
 - ・ 音楽 CD からの録音と無料デジタル放送からの録画については当面補償金制度での対応を検討する必要があること、
 - ・ 他の利用形態で権利者への補償の必要性が否定されない分野については契約モデルによる解決に委ねることとし、利用者の利便性の確保を前提として可能な分野（例えば適法配信）から第 30 条の適用範囲を段階的に縮小していくことを内容とする資料（参考資料 3-1）と、当該資料を踏まえたうえで、
 - ・ 記録媒体を内蔵した一体型の機器のうち、録音録画が主たる用途であるものについては補償金の対象とすべきだが、録音録画機能を含めてどれが主要な機能といえない複数の機能があるものは対象とすべきでないこと、
 - ・ 対象機器・記録媒体の決定方法として、法的安定性や予見性に優れた政令指定方式を維持しつつ、個々の機器等の評価について疑義が生じる場合に、権利者、製造業者、消費者、学識経験者等で構成される公平な評価機関により判断する仕組みを導入すること、
 - ・ 補償金の支払義務者は現行制度の通り消費者とし、メーカー等は協力義務者とする事、
 - ・ 補償金額の決定手続きに際しては、具体的な認可手続きの前に、前述の評価機関において関係者から意見を聴取し、機器・記録媒体の機能・用途、録音録画源の実態、著作権保護技術の影響、タイムシフト・プレイスシフトとの関係等を踏まえた上で一定の方針を策定するものとする事等を内容とする具体的制度設計案（参考資料 3-2）について検討を行った。
- これらの資料について、権利者側委員は受け入れる姿勢を表明し、その他委員からも一定の評価をする旨の発言があったが、メーカー側委員は不安、懸念を表明するに留まり、最終的な意見表明は留保された。

- なお、いわゆるダビング 10 の早期実施¹に向けた環境整備の一助とするため、文部科学省と経済産業省は、政令改正によってブルーレイディスク関係の録画機器・記録媒体を私的録画補償金の対象に追加することで合意し、6月17日に両省大臣会見で公表された²。
- 7月10日の小委員会では、前回の小委員会で表明された不安、懸念の点に関する事務局の回答資料について検討が行われたが、メーカー側委員が明確に事務局案及び具体的制度設計案の受け入れを拒否し、意見の隔たりが明確になった。
- 小委員会では、今年度の取りまとめに向け、検討を続けていく予定である。

【参考】私的録音録画小委員会・開催状況

- 第1回 平成20年4月3日
 - ・ファイル交換ソフト利用実態調査の報告等
 - ・今後の進め方について
- 第2回 平成20年5月8日
 - ・制度のあり方について
- 第3回 平成20年7月10日
 - ・制度のあり方について
- 第4回 平成20年10月20日（予定）

¹ 総務省・情報通信審議会平成19年8月に取りまとめられた同審議会第4次中間答申には、地上デジタル放送のコンテンツ保護方式であるいわゆる「コピーワンス」の見直しが盛り込まれており、その緩和策であるいわゆる「ダビング10」の実施が本年6月2日から予定されていたところであるが、当該見直しに際しての共通認識である「クリエイターが適正な対価を得られる環境の実現」を巡る関係者間の解釈の相違により、実施は延期されていた。

² 平成20年6月19日の情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、権利者側委員がダビング10実施を容認したことを受け、ダビング10は7月4日から実施された。